

集落排水処理施設加入分担金 および使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、24万1千円となります。
使用料金は、家庭用の場合：基本料金2,610円、
世帯員一人につき530円となります。

○使用人員等に変更が生じた場合、
届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等が
あれば届け出してください。

※接続工事がまだお済みでない加入
者につきましては、すみやかな接続
をお願いします。



下水ポンプの故障が 多く発生しています。



ビニール(手袋)・タオル・下着・衛生用品・ティッシュ
ペーパー・たばこの吸い殻・大量のトイレクリーナー等
の水に溶けない物を下水道に流すと、ポンプの詰まり
の原因になりますので、絶対に流さないよう注意して
ください。

また自宅の下水桝では、定期的にゴミなどを取り
除き、清掃をお願いします。また誤って流した場合は、
至急下記担当課までご連絡ください。

お問合せ (川辺地区) 上下水道課 ☎0738-22-4814
(田尻地区) 中津地域振興課 ☎0738-23-9503



スポーツ

令和8年度 健康体操教室

～ 誰でもかんたん!! 元気をつくる体操教室 ～



内 容

○筋力トレーニング

筋力アップで、スリム&老化防止を!

○ストレッチ

ゆったりリラックス。体と心をほぐします。

《講師》フィットネスアクオ 運動指導士

お申込みは不要! どの会場でも参加できます。
当日は、運動できる服装で、シューズ(上履き)・
お茶・タオルなどご持参ください。
たくさんの方のご参加、お待ちしております!



日時と場所

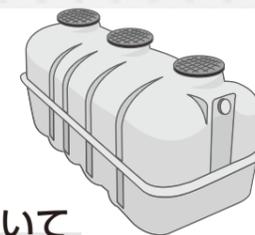
※場所が変更になる場合もあります。 ※約1時間程度

	月 日	時 間	場 所	
令和8年	4月23日(木)	13:30～	美山	保健福祉センター 2階
	5月21日(木)	13:30～	川辺	保健センター 2階
	5月28日(木)	13:30～	中津	健康管理センター
	6月25日(木)	13:30～	美山	保健福祉センター 2階
	7月16日(木)	13:30～	川辺	保健センター 2階
	7月23日(木)	13:30～	中津	健康管理センター
	8月27日(木)	13:30～	美山	保健福祉センター 2階
	9月17日(木)	13:30～	川辺	保健センター 2階
	9月24日(木)	13:30～	中津	健康管理センター
	10月22日(木)	13:30～	美山	保健福祉センター 2階
	11月19日(木)	13:30～	川辺	保健センター 2階
	11月26日(木)	13:30～	中津	健康管理センター
令和9年	12月24日(木)	13:30～	美山	保健福祉センター 2階
	1月21日(木)	13:30～	川辺	保健センター 2階
	1月28日(木)	13:30～	中津	健康管理センター
	2月18日(木)	13:30～	美山	保健福祉センター 2階
	3月18日(木)	13:30～	川辺	保健センター 2階
	3月25日(木)	13:30～	中津	健康管理センター

お問合せ 保健福祉課 ☎0738-22-9041
中津地域振興課 ☎0738-23-9503
美山地域振興課 ☎0738-23-9505



上下水道課からのお知らせ



浄化槽設置補助の申込案内および 補助金額のお知らせ

合併浄化槽の新設および単独浄化槽またはくみ取り
便槽から合併浄化槽への転換にかかる経費に対して補
助金を交付します。

この補助金は事前に申請者からの申込書の提出が
必要です。(申込時に浄化槽維持管理に関する説明を
します。)詳しくは下記までお問い合わせください。

また単独浄化槽およびくみ取り便槽から合併浄化槽
に転換する場合、撤去等の費用の一部を補助する事
業も行っています。

○ 申込期間：令和8年4月1日～令和8年10月末日
(工事完了期日は翌年2月末日です。)

○ 設置予定基数：全体で30基

○ 補助金額：下記のとおり

人 槽	上限金額
5 人 槽	518,000 円
7 人 槽	639,000 円
10 人 槽	872,000 円
11 人 槽 以上	872,000 円

※工事内容により個人に支払われる補助金額は変わります。

合併処理浄化槽ブロワ更新補助金

合併処理浄化槽のブロワの更新にかかる経費に対し
て補助金を交付します。

この補助金は申請が必要になりますので、詳しくは
下記までお問い合わせください。

○ 補助対象者

・日高川町内に合併処理浄化槽を設置されている方
・町税および使用料等を滞納していないこと

○ 対象要件

・設置後5年を経過した更新を要する合併処理浄化槽
ブロワ
・浄化槽法第10条に基づく保守点検、清掃および浄
化槽法第11条に基づく法定検査を実施していること
・営利目的で賃貸借契約の締結がなされている建物の
浄化槽でないこと

○ 補助額

上限額2万円(対象経費の1/2)

お問合せ 上下水道課 ☎0738-22-4814
中津地域振興課 ☎0738-23-9503
美山地域振興課 ☎0738-23-9505

合併浄化槽の 清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施し
ますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽
管理者は清掃前に申請してください。

① 対象人槽 8・10人槽

② 適用条件

- 維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄
化槽法第10条の浄化槽清掃および浄化槽保守点検、
並びに同第11条の法定検査を実施していること
- 法定検査において、適正な放流値が確認されていること
- 使用人員が2人以下であること
- 処理方式が嫌気ろ床接触ばっ気方式であること
- 用途が住宅であること(店舗および店舗兼住宅を除く)
等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の
清掃料金が減額されます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問合せ 上下水道課 ☎0738-22-4814
中津地域振興課 ☎0738-23-9503
美山地域振興課 ☎0738-23-9505

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄
化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」がありま
す。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)

○ 保守点検(浄化槽法第10条)

・点検回数は4か月に1回以上

○ 法定検査(浄化槽法第11条)

・毎年1回、定期的に受ける水質検査
・検査手数料は5,300円です。(割引制度を利用し
た場合は、更に500円差し引いた額となります。)

○ 清掃(浄化槽法第10条)

・毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業
者で行う

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。

なお、法定検査については下記の業者にお問い合わせください。

お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター
☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所
☎0737-63-6161

